

【NSW 州】シドニー大都市圏における外出制限令等の規制遵守の要請(7月16日
(金)午後11時59分まで)

【ポイント】

- NSW 州政府は、デルタ株の市中感染が継続していることから、外出制限令等の規制遵守の徹底を州内居住者に改めて強く要請しています。現在外出制限令(stay-at-home orders)が適用されているシドニー大都市圏、Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域の方々は、7月16日(金)午後11時59分までの間、必要不可欠な買い物、医療・介護ケア、屋外での運動(10人以下)、必要不可欠な通勤・通学以外の目的での外出は認められません。
- 上記5地域以外の NSW 州内全域においても、現行の規制を7月16日(金)午後11時59分まで遵守する必要があります。
- NSW 州政府は、主要な感染懸念場所のほか、外出制限令期間中の学校・託児所の運営方法等に関して最新情報をウェブサイトですべて随時更新するとともに、ソーシャルメディアでも頻繁に発信していますので、ご活用ください。

【本文】

1 シドニー大都市圏ではデルタ株の市中感染が継続していることから、NSW 州政府は、外出制限令等の規制遵守の徹底を州内居住者に改めて強く要請しています。現在外出制限令(stay-at-home orders)が適用されているシドニー大都市圏、Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域の方々は7月16日(金)午後11時59分までの間、以下の目的以外での外出は認められません。

- (1)食品等必要不可欠な買い物
- (2)医療・介護ケア(新型コロナウイルス・ワクチン接種を含む)
- (3)屋外での運動(10人以下)
- (4)必要不可欠な通勤・通学

上記5地域以外の NSW 州内全域においても、現行の規制を7月16日(金)午後11時59分まで遵守する必要があります。

州政府は外出制限令の違反者には罰金をはじめとした厳しい対応を取っています。当地の市中感染を止めるためにも、外出制限令の内容をよく確認し、遵守してください。

2 NSW 州政府は主要な感染懸念場所のほか、州内地方部の規制内容や外出制限令期間中の学校・託児所の運営方法等に関して最新情報をウェブサイトですべて随時更新するとともに、ソーシャルメディアでも頻繁に発信していますので、末尾リンクをご活用

ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(1800 943553)で確認することをお勧めします。

3 軽微でも新型コロナウイルスの症状のある人及び、NSW 州政府のウェブサイト記載の特定日時・場所のリストを訪問した人は、すぐに新型コロナウイルス検査と自己隔離を行う必要があります。

4 NSW 州政府は、州内居住者に対して早期の新型コロナワクチン接種を要請しています。当館が7月5日に発出した予防接種に関するお知らせが末尾リンクにありますので、判断の参考にしてください。

○NSW 州政府公式ウェブサイト

(7月8日付メディアリリース)

https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210708_00.aspx

(シドニー大都市圏の外出制限令等の規制内容)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/greater-sydney>

(感染例発生場所)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/nsw-covid-19-case-locations>

(主要な感染懸念場所・公共交通機関)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates>

(NSW 州地方部の規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/what-you-can-do-nsw>

(教育・託児所情報)

<https://education.nsw.gov.au/covid-19/advice-for-families>

○NSW 州政府公式ソーシャルメディア

(Facebook)

<https://www.facebook.com/NewSouthWalesHealth>

(Twitter)

<https://twitter.com/NSWHealth>

○在シドニー日本国総領事館

(NSW 州の新型コロナウイルス・ワクチン接種関連情報(7月5日時点))

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210705vac.pdf>

f

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>